

平成24年度 施術費制度実施状況調(政令市)

2013/12/3

市(※1、2)		札幌市	さいたま市	千葉市	相模原市	静岡市	浜松市	京都市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
名称		札幌市国民健康保険医療類似行為施術費	さいたま市敬老マッサージ施術料補助要綱	千葉市はり、きゅう、マッサージ施設利用助成事業	相模原市はり、きゅう及びマッサージ施術助成事業	静岡市はり、きゅう、マッサージ施術費助成事業	高齢者社会参加促進事業(鍼灸マッサージ券やバス券などから、いずれかひとつを交付)	京都市はり、きゅう、マッサージ施術費助成事業	神戸市はり、きゅう、マッサージ施術料助成事業	岡山市障害者及び高齢者はり、きゅう、マッサージ施術費	はり、きゅう施術費の支給	はり、きゅうの施術補助	・福岡市国民健康保険はりきゅう費助成事業 ・福岡市後期高齢者はりきゅう費助成事業	あんま・はり、きゅう施術費助成
対象者の範囲	保険加入	・国保被保険者	・市民	・市民	・市民	・市民	・市民	・市民	・市民	・市民	・国保被保険者 ・後期高齢者医療被保険者	・国保被保険者 ・後期高齢者医療被保険者	・国保被保険者 ・後期高齢者医療被保険者	・国保被保険者 ・後期高齢者医療被保険者
	年齢	制限なし	75歳以上	65歳以上	70歳以上	75歳以上	年度内70歳以上到達者	75歳以上	70歳以上	68～69歳の一人暮らしの方及び70歳以上	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし
	所得	制限なし	制限無し	前年の所得200万円未満	70～79歳は非課税もしくは均等割のみ課税世帯	制限なし	交付年度の前々年の合計所得金額が200万未満	制限なし	なし	市民税非課税世帯	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし
	その他	なし	なし	なし	なし	なし	4月1日から交付申請時まで継続して住民登録を有する者	京都市在住の者	当年4月1日現在で神戸市在住	身体障害者手帳1～4級又は療育手帳Aを所持する心身障害者	なし	後期高齢者については、市内在住者に限る。	なし	なし
施術の種類		はり、きゅう、あんま・マッサージ・指圧・療術	あん摩、マッサージ、指圧	はり、きゅう・マッサージ・併術	はり、きゅう・あんま・マッサージ・指圧	はり、きゅう・マッサージ	はり、きゅう・あんま・マッサージ・指圧	はり、きゅう・あんま・マッサージ	はり、きゅう・あんま・マッサージ・指圧	はり、きゅう・マッサージ	はり、きゅう	はり、きゅう	はり、きゅう	あんま・はり、きゅう
対象疾患		神経痛・神経まひ・リウマチ・関節痛・腰部ねんざ・頸腕症候群・五十肩・腰痛症・その他類症疾患	施術の利用補助券交付事業のため対象疾患の規定なし	指定なし	指定なし	-	保険適用施術は対象外	神経痛・神経まひ・リウマチ・関節痛・腰部ねんざ・頸腕症候群・五十肩・腰痛症・その他類症疾患の予防	制限なし	なし	末しょう神経疾患及び運動器疾患	運動器疾患・末梢神経疾患	保険対象外で、疾病予防・健康増進が目的の方	末梢神経疾患又は運動器疾患に係るもので、施術1回についての施術料金が2,500円以上のもの
補助の内容	回数	6ヶ月に45回以内	3回	年間10回以内	助成券1月当たり1枚(申請月をもって交付)	6回/年	1人あたり1年度につき1回限り助成券を交付	1年で4回	1年に3回以内	年間最高18枚	1会計年度に35回以内	月10回以内	月8回、年96回	1年度に30回以内
	補助額	1,600円/回	1,000円/回	800円/回	2,000円/枚	1,000円/回	6,000円分	1,000円/回	1,000円/回	1,200円/回	700円/回(日)	1術1,400円、2術1,550円(後期は1,000円/回)	施術1回2,000円で1000円助成	1,000円/回
療養費との併給		不可	不可	不可	不可	不可	不可	不可	不可	可	不可	不可	不可	不可
医師の同意		要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要
対象者数(平成25年4月1日現在)		464,216人	110,370人	176,520人(推計)	97,872人	90,791人	113,807人	167,062人	271,386人	対象高齢者数不明 心身障害者25,859人	国保284,752人 後期113,541人	383,687人	受療証発行数 15,313枚	274,954人
利用者数(H24)		2,342人	1,507人	5,752人	70～79歳1,280人、 80歳以上3,219人	2,465人	2,113人(鍼灸マッサージ券交付数)	6,124人	12,124人	高齢者2,890人 障害者787人	国保4,376人 後期2,986人	41,692人 (述べ人数)	受療者延べ人数 64,983人	6,921人
H24決算額		95,659千円	3,528千円	37,454千円	71,713千円	7,891千円	511,111千円(事業全体)	6,905千円	35,259千円	高齢者:3,528千円 障害者:6,825千円	95,335千円	199,682千円	294,947千円	63,468千円
H25予算額		98,560千円	5,148千円	42,127千円	78,282千円	8,398千円	539,629千円(事業全体)	11,010千円	39,065千円	高齢者:3,796千円 障害者:7,283千円	104,350千円	240,892千円	280,432千円	84,200千円
25年度予算総額(※3)		209,411,000千円	447,520,000千円	359,500,000千円	244,500,000千円	266,400,000千円	270,400,000千円	736,553,000千円	710,144,110千円	270,130,000千円	139,665,497千円	136,014,000千円	163,200,000千円	89,790,619千円
制度予算額/予算総額(H25年度)		0.047%	0.001%	0.012%	0.032%	0.003%	0.200%	0.001%	0.006%	0.004%	0.075%	0.177%	0.172%	0.094%
人口(平成25年4月1日現在)		1,927,371人	1,246,180人	962,424人	718,602人	709,561人	797,397人	1,420,373人	1,538,047人	701,923人	1,182,403人	981,174人	1,494,978人	737,294人
人口1人当たりの事業費		51.1円	4.1円	43.8円	108.9円	11.8円	676.7円(事業全体)	7.8円	25.4円	15.8円	88.2円	245.5円	187.6円	114.2円

※1 仙台市、名古屋市、大阪市、堺市は施術費制度を実施していない。  
 ※2 川崎市、横浜市は原爆被爆者、新潟市は水俣病認定申請者を対象とした制度がある。  
 ※3 対象者が国保被保険者なら国保会計、国保と後期の被保険者なら国保会計と後期会計、市民なら一般会計の総額

		札幌市	さいたま市	千葉市	相模原市	静岡市	浜松市	京都市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
過去の 見直し (拡大・ 縮小等 抜本的な 改革に限 る)	見直しの有無	無	無		無	無	有	無	有	無	有	有	有	有
	背景・理由	—	—		—	—	高齢者人口の増加に伴う事業費の増嵩が懸念されたため。	—	神戸市事務事業外部評価委員会において見直しの対象となったため	—	施術団体からの申し入れや、実際の治療費との差が生じていたため	施術師からの不正請求により	後期高齢者医療制度開始に伴うもの(国保事業の対象から外れる後期高齢者に対する助成事業として実施)	1人あたりの利用回数及び利用者の年間平均利用回数実績を基に年度回数の変更
現在の 見直し	見直し内容	特段大きな変更は行っていない	—		特段大きな変更は行っていない	特段大きな変更は行っていない	・平成19年度 … 交付金額7,000円 → 6,000円に引き下げ ・平成20年度 … 所得制限の導入(交付年度の前々年の所得金額が200万円未満)	—	・平成20年:1000円×4回(通年) ・平成21年:(500円(市の助成)+200円(施術者負担))×6回(通年) ・平成22年:(500円(市の助成)+200円(施術者負担))×6回(通年) ・平成23年~:1000円×3回(通年)	対象者、交付枚数、助成額の拡大縮小はあり	1回の施術単価の増額、年度内の回数変更(事業開始当初は1回につき100円、1会計年度1人25回限度)	受療証による施術の記録化、指定取消し後の再指定期間(5年)の設定等	回数制限の見直し(1ヶ月に11回以内→8回以内)、自己負担額の引き上げ(1術・2術ともに320円→施術1回につき1,000円)	年度利用回数上限96回(～H16年度)→80回(～H19年度)→60回(～H21年度)→45回(H22年度)→30回(H23年度～)
	見直す予定有無	有	無		無		有	未定	無		無	無	有	無
現在の 見直し	現在の課題(見直す背景)	独自の施術制度が始まってから50年以上経過し、施術費制度を取り巻く環境が大きく変化したため、制度の在り方を検討する必要がある。H22年度の札幌市行政評価(事業仕分け)において、「廃止」「見直し」と「現行どおり」が半々、賛否両論となり、さらに市としての効果等の検証が必要と判断された。	—		—		高齢者人口の急速な増加に伴い、事業費の増嵩が見込まれる。また、高齢者を取り巻く状況の変化により、弱い立場にある高齢者等への対応が急務となっている。このことから、限られた財源を効率的に配分し、重点的に取り組む施策に振り向けていく必要があるため。	—	無		無	—	当制度を利用できる施術者については指定制としており、制度開始当初は個人営業が主流であったこと等から指定対象を個人形態の営業者に限定していたが、現状を鑑み法人形態の営業者も対象とする方向で調整中である。	現在、国において保険者を都道府県に移行する議論がなされているため、その時点で検討する必要があると考えております。
	見直し内容	・施術費制度の必要性 ・対象範囲(施術種類・対象疾患) ・制度内容(期間・回数・料金) ・法定療養費との関係(重複部分) ・医療との関係(医師の証明・医療との併用)など	—		—		交付金額の引き下げ、対象年齢の引き上げ、身体状況に応じた対象者の制限、券種の整理など、関係各署からの様々な意見を集約し、具体的な見直し案を取りまとめている。	—	—		現在は見直す予定はないが、市町の国保が県へ移管された場合は、単市事業のため見直す必要性はある。	—	・指定対象の拡充(対象を個人営業のみ→個人営業・法人営業いずれでも可)	—

	札幌市	さいたま市	千葉市	相模原市	静岡市	浜松市	京都市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
療養費とは別に独自の施術費助成事業を設けている理由	昭和37年に、法定の療養費の対象が限定であったため、市民の健康・保持増進の観点から「保険適用に代わる独自事業の創設が必要」との市民からの請願があったため	高齢者の健康増進と福祉の向上を図るため		介護予防の観点からの事業であるため	これに関する資料はありません	平成17年の合併当時、旧浜松市以外の一部の自治体で実施していた鍼灸マッサージ助成制度について、当該事業を再編し、選択可能な交付券種の一つに加えたものの。	平成14年1月市会において、「鍼・灸・マッサージの施術を予防医学として役立てる「施術費払い制度」の確立に関する請願書」が全会派一致で採択されたことを受け、健康づくりの一環として、高齢者の健康保持・増進の一助となるよう、事業を開始した。	昭和62年に、高齢者の福祉の増進の観点から「財政状況を考慮しながら国民健康保険事業にとらわれず、高齢化社会に向けた総合的な施策の中で、はり・灸・マッサージ施術への助成制度を検討されたい」との趣旨で請願が採択されたため、はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業を設けている。	高齢者：高齢者の福祉の増進を図るため。 障害者：障害者の福祉の増進を図る（施術により障害による症状の緩和）ため。また、（視覚）障害者の生業を確保し障害者の自立を促進するという施術者側の助成事業としての面もある。	西洋医学では効果が表れない慢性疾患の治療の目的として、被保険者の健康の保持・増進のため。	健康の保持増進を目的とした保健事業として実施	市民の健康の保持・増進のため	療養費については、医師の同意書が必要とする。助成事業については、健康保持・増進のために行っているため性質は異なると考えます。
(国保加入者と後期高齢者の両者を対象としている都市)後期高齢者医療制度開始に当たり、後期高齢者を事業の対象とした理由	—	—		—	—	当市における当該事業については、高齢者の社会参加の促進を目的としている	—	—	—	後期高齢者医療制度が始まるまでは、健康保持のため利用できていたのが、75歳以上になると受けられないのは不公平感があり、また75歳以上の高齢者の健康保持の観点から、新たな保健事業として、後期高齢者医療の被保険者を対象に支給することとなった。	後期高齢者医療制度開始により新制度に移行した高齢者に対しても75歳未満の国民健康保険被保険者との公平性を保つため	当助成制度が、後期高齢者医療制度の前身である老人保健被保険者も対象としていたため	助成事業開始時には、後期高齢者医療制度はなく、年齢に関係なく国保加入者(老人医療)に対して行っていたため。

平成24年度 施術費制度実施状況調(道内市)

市		札幌市	旭川市	函館市	釧路市	苫小牧市	帯広市	小樽市	北見市	江別市	室蘭市	岩見沢市
名称		札幌市国民健康保険医業類似行為施術費	高齢者三療助成事業	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	視力障害者社会参加助成
対象者の範囲	保険加入	・国保被保険者	・市民	—	—	—	—	—	—	—	—	市民
	年齢	制限なし	70歳以上	—	—	—	—	—	—	—	—	70歳以上
	所得	制限なし	制限なし	—	—	—	—	—	—	—	—	制限なし
	その他	なし	なし	—	—	—	—	—	—	—	—	なし
施術の種類		はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧・療術	はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧	—	—	—	—	—	—	—	—	はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧施術 (施術者は岩見沢市視力障害者社会参加指定者のみ)
対象疾患		神経痛・神経まひ・リウマチ・関節痛・腰部ねんざ・頸腕症候群・五十肩・腰痛症・その他類症疾患	特に対象疾患なし市で指定する視力に障がいのある三療施術者の施術を受ける場合のみ	—	—	—	—	—	—	—	—	制限なし
補助の内容	回数	6ヶ月に45回以内	8回分	—	—	—	—	—	—	—	—	1年回6枚
	補助額	1,600円/回	4,000円 (500円券×8枚)	—	—	—	—	—	—	—	—	1枚700円
療養費との併給		不可	不可	—	—	—	—	—	—	—	—	不可
医師の同意		要	不要	—	—	—	—	—	—	—	—	不要
対象者数 (平成25年4月1日現在)		464,216人	75,608人	—	—	—	—	—	—	—	—	19,352人
利用者数(H24)		2,342人	1,168人(交付人数)	—	—	—	—	—	—	—	—	利用枚数1,246枚
H24決算額		95,659千円	2,929千円	—	—	—	—	—	—	—	—	872千円
H25予算額		98,560千円	3,598千円	—	—	—	—	—	—	—	—	1,004千円
25年度予算総額(※1)		209,411,000千円	155,760,000千円	—	—	—	—	—	—	—	—	50,100,000千円
制度予算額/予算総額(H25)		0.047%	0.002%	—	—	—	—	—	—	—	—	0.002%
人口(平成25年4月1日現在)		1,927,371人	349,332人	—	—	—	—	—	—	—	—	87,976人
人口1人当たりの事業費		51.1円	10.3円	—	—	—	—	—	—	—	—	11.4円

※1 対象者が国保被保険者なら国保会計、市民なら一般会計の総額



